いわての森林づくり基金条例をここに公布する。

平成18年3月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第22号

いわての森林づくり基金条例

(設置)

第1条 水源のかん養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策に 要する費用に充てるため、いわての森林づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。
 - (1) いわての森林づくり県民税条例(平成17年岩手県条例第79号)第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額から当該 加算額に係る賦課徴収に要する経費を控除して得た額に相当する額
 - (2) 基金への積立てのためにされる寄附金

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。